

自動車騒音常時監視業務委託仕様書

I 総則

1 目的

本業務は、逗子市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施するものである。

2 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
- (4) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知）
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成23年9月14日環水大自発110914002号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知）（以下「常監マニュアル」という。）
- (6) 面的評価支援システム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）
- (7) 最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）
- (8) その他関係法令等

3 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 主任技術者

受注者は、本業務における主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。主任技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

5 貸与する資料

本業務の遂行に当たり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 住宅地図（Zmap-TOWN II 神奈川県逗子市）（株式会社ゼンリン）
- (2) 前年度の自動車騒音常時監視業務成果（システムデータ）
- (3) その他業務遂行上必要と認められる資料

なお、面的評価支援システム一式（面的評価支援システム、電子地図（国土地理院数値地図 25000（空間データ基盤））、GIS エンジン、パソコン）は貸与しない。

6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

7 関係官庁等への手続き等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者が行う官公庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受注者は、官公庁等との協議を必要とする場合又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく発注者に届け出なければならない。
- (3) 神奈川県等他団体への調査データの照会、測定地点付近の道路工事等の予定の確認及び測定に係る近隣住民等への周知並びに協力依頼については受注者が行うこと。

8 土地への立ち入り

- (1) 受注者は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者と協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施に当たって、植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するものとし、発注者の指示を待って所有者または管理者の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、測定場所の占用について発注者と協議後、所有者または管理者と直接協議を行い、必要に応じて占用料（受注者負担とし、契約金額に含む。）を所有者に納付すること。

9 個人情報の取扱い

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。

10 支払方法

契約金額は、業務完了検査に合格した後、一括して支払うものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、履行期間中、常監マニュアル及び報告要領の改訂があった場合には、改訂後の常監マニュアル及び報告要領に基づいて報告するものとする。また、面的評価支援システムがバージョンアップされた場合には、最新版を使用して本業務を実施するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

II 業務内容

1 基礎調査

監視対象道路（表1）に面する地域について、常監マニュアルに基づき、文献調査又は現地踏査により、

- (1) 土地利用状況
- (2) 道路交通情勢
- (3) 道路の構造等

の把握を行い、前回調査結果から状況変化が確認された場合は、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行う。

2 センサス確認

「令和3年度道路交通センサス」の移行作業が正常に行われていることの確認を行う。修正が必要と考えられる箇所については発注者と協議のうえ適宜修正を行う。

3 過年度データの確認

過年度データが適切に更新されていることの確認を行い、修正が必要と考えられる箇所については発注者と協議のうえ適宜修正を行う。

4 面的評価

監視対象道路（表1）の評価区間のうち、令和7年度（2025年度）に評価を行う区間（以下「R7評価対象区間」という。）について、以下の調査を実施する。

ただし、「1 基礎調査」の結果、評価区間に変更が生じた場合等は、速やかに発注者と協議すること。

(1) 沿道状況の把握

①住居等の属性（所要時間：1区間当たり概ね2日）

常監マニュアルに基づき、R7評価対象区間内に存在する住居等の属性（建物の位置、戸数、環境基準の種類）を把握する。

具体的には、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が著しく異なっていないかを確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。

②残留騒音

R7評価対象区間について、常監マニュアルに基づき、下表のとおり残留騒音を把握する。
なお、残留騒音を①実測により把握するための測定は、「5 測定」のとおりとする。

残留騒音の調査方法	区間数
① 実測する方法	3 区間
② 近傍一般地域の LAeq を準用する方法	0 区間
③ 環境基準で代用する方法	0 区間

(2) 騒音発生強度の把握

R 7 評価対象区間について、常監マニュアルに基づき、下表のとおり騒音発生強度を把握する。なお、騒音発生強度を①実測により把握するための測定は、「5 測定」のとおりとする。

騒音発生強度の把握手法	区間数
① 実測する方法	3 区間
② 推計する方法	0 区間
③ 他の区間を準用する方法	0 区間
④ 環境基準とみなす方法	0 区間

(3) 騒音暴露状況の把握

① R 7 評価対象区間の騒音暴露状況の把握

R 7 評価対象区間について、常監マニュアル及び上記（2）の結果に基づき、騒音暴露状況の把握方法（下表）を整理し、発注者と協議して決定する。その上で、R 7 評価対象区間内の全ての住居等について、常監マニュアルに基づき、騒音暴露状況を把握する。

騒音暴露状況の把握方法	区間数
① 個別計算又は区間計算による方法	3 区間
② 環境基準達成と見なす方法	0 区間
③ 既知の面的評価結果等を準用する方法	0 区間

② 過年度評価結果の活用

R 7 評価対象区間以外の区間で、かつ過年度に評価を実施済みの評価区間（以下「過年度評価済み区間」という。）において、「1 基礎調査」の結果、状況変化が認められた区間については、過年度評価結果の妥当性が失われている可能性があることから、発注者と協議のうえ、必要に応じて報告から除外する。

また同様に、状況の変化が認められない区間については、操作マニュアル（別冊）「過年度データの活用方法」を参照して上記①とあわせて報告すること。なお、過年度評価済み区間と R 7 評価対象区間が交差する場合には、交差する街区について改めて推計を行い、過年度評価済み区間の「評価の実施年度」を令和 7 年度に変更して報告すること。

5 測定

R7 評価対象区間のうち、「4(1)②」及び「4(2)」の「実測する方法」による区間において、常監マニュアルに基づき騒音測定を行う。

なお、天候の急変や、道路工事・工場等の高騒音作業により測定が困難と判断された場合等は、測定を中止し、発注者と協議のうえ再測定を行うこと。

(1) 事前準備

測定箇所については、現地踏査結果を踏まえ、発注者と協議のうえ選定する。なお、測定箇所は、概況が判別できるよう、周辺の写真撮影を行い、台帳を整理する。

また、測定日や安全対策その他の詳細については、事前に騒音測定計画書を作成し、発注者と協議する。

(2) 騒音測定強度の測定（所要時間：1区間当たり概ね2日）

「4(2)」で定める区間において騒音発生強度を把握するため、当該道路の交通騒音を把握できる位置に騒音計を設置して、24観測時間（各観測時間の10分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- ・夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)

なお、面的評価支援システムに入力できるよう、測定箇所の道路横断情報を現地調査等により把握し、台帳に整理すること。

(3) 残留騒音の測定（所要時間：1区間当たり概ね1日）

「4(1)②」で定める区間において残留騒音を把握するため、監視対象道路の背後地（道路騒音の影響を受けにくい地点）に騒音計を設置して、昼間・夜間の基準時間帯のうち各2観測時間（各観測時間の10分以上）測定する。

測定する項目は以下のとおりとする。

- ・昼間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- ・夜間等価騒音レベル (L_{Aeq})

(4) 車種別交通量及び车速の測定（所要時間：1区間当たり概ね1日）

「4(2)」で定める区間において常監マニュアルに基づき、上下別・車種別交通量（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車）、上下別・車種別平均走行速度（大型車、小型車）を測定する。

測定時間は、昼の基準時間帯で2観測時間とする。また、夜間の基準時間帯において環境基準を大幅に超過すると思われるような地点については、夜の基準時間帯について2観測時間観測する。

6 環境省報告様式作成等

報告要領に従い、環境省報告用資料を作成する。

(1) 常時監視報告様式及びGISフォーマットの作成

常時監視報告様式 (Excel)、位置図、詳細図 (平面図・横断図)、及びGISフォーマットのとりまとめを行う。

(2) 令和8年度 (2026年度) 実施計画 (案) の精査

上記「1 基礎調査」での見直し、及び「4 面的評価」～「5 測定」の結果を考慮して、次年度 (令和8年度 (2026年度)) 以降の常時監視の頻度 (ローテーション) 等を検討し、発注者と協議して実施計画 (案) の見直しを行う。

(3) その他

面的評価支援システム、GIS エンジン、電子地図及び本業務にて調査したデータを登録し、環境省が配布する面的評価支援システムが、発注者指定のパソコン (1 台) で稼働できるように、発注者の指定する場所で設定する。設定後、発注者の人事配置換え等が見込まれる場合、受注者は、当該パソコン内にある所定のデータを発注者指定の別のパソコンに移行する。

7 データベースの作成及び過年度データの扱い

前年度までのデータを当該年度データに移行し、当該年度の調査結果及びデータを入力すること。また、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行い、交差した過年度の評価区間については評価の実施年度を当該年度に変更すること。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。提出部数は、紙媒体は2部。用紙は、可能な限り再生紙を使用すること。電子媒体はDVD-RW等での提出及び発注者の指定するパソコンに保存すること。

名称	媒体	部数	備考
(1) 業務報告書	A 4 紙	2 部	・環境省報告様式 (様式 1-1～様式 3-2) ・位置図 ・詳細図 ・GIS データ ・実施計画 (案)
(2) 環境省報告様式	電子媒体	一式	・環境省報告様式 (様式 1-1～様式 3-2) ・位置図 ・詳細図 ・GIS データ ・実施計画 (案)
(3) システムデータ	電子媒体	一式	・MENTEKI_DATA 内全データ

9 業務完了検査

電子媒体の確認検査は次のとおりとする。

面的評価支援システムに備わっているエラーチェック機能を使用して、電子データのエラーチェックを行い、エラーがないことを発注者及び受注者がパソコン上で確認したことをもって電子データの納品確認とする。エラーが生じている場合は、不適合品扱いとし、速やかに補修を行うものとする。

なお、環境省へのデータ提出後に環境省から不備の指摘があった場合にも、誠意をもって不備の補修にあたること。

(表1) 監視対象道路

令和7(2025)年度 評価対象区間

No.	路線名	区間延長(km)	R3センサー調査単位区間番号	区間
7	鎌倉葉山線	0.5	65020	桜山7丁目1 ~ 桜山7丁目
8	一般国道134号	0.4	18100	桜山8丁目16 ~ 桜山8丁目17
9	金沢逗子線	3.2	60410	池子4丁目 ~ 山の根2丁目5

令和4~6(2022~2024)年度 評価済区間

No.	路線名	区間延長(km)	R3センサー調査単位区間番号	区間	評価年度
1	一般国道134号	2.0	18110	桜山8丁目16 ~ 小坪4丁目24	2022年度
2	一般国道134号	0.6	18110	小坪4丁目1 ~ 小坪5丁目15	2022年度
3	金沢逗子線	2.0	60420	逗子2丁目6-31 ~ 久木4丁目25	2023年度
4	一般国道16号	2.3	13040、 13050	沼間4丁目14-8 ~ 沼間5丁目18-29	2023年度
5	森戸海岸線	0.5	60810	桜山9丁目5-1 ~ 桜山8丁目16-12	2024年度
6	鎌倉葉山線	2.2	65010	小坪7丁目2-1 ~ 逗子1丁目8-6	2024年度

次年度以降実施計画(案)見直し区間

No.	路線名	区間延長(km)	R3センサー調査単位区間番号	区間	評価年度
10	横須賀逗子線	0.7	40610	沼間6丁目14-4 ~ 沼間3丁目15-8	2021年度
11	横須賀逗子線	3.1	40620	沼間3丁目15-8 ~ 逗子2丁目6-31	2021年度
12	横須賀逗子線	1.5	40620	逗子5丁目2-1 ~ 桜山8丁目11-11	2021年度

監視対象道路12区間一覧

No.	路線名	区間 延長 (km)	R3センサス 調査単位 区間番号	区 間
1	一般国道134号	2.0	18110	桜山8丁目16 ～小坪4丁目24
2	一般国道134号	0.6	18110	小坪4丁目1 ～小坪5丁目15
3	金沢逗子線	2.0	60420	逗子2丁目6-31 ～久木4丁目25
4	一般国道16号	2.3	13040、13050	沼間4丁目14-8 ～沼間5丁目18-29
5	森戸海岸線	0.5	60810	桜山9丁目5-1 ～桜山8丁目16-12
6	鎌倉葉山線	2.2	65010	小坪7丁目2-1 ～逗子1丁目8-6
7	鎌倉葉山線	0.5	65020	桜山7丁目1 ～桜山7丁目
8	一般国道134号	0.4	18100	桜山8丁目16 ～桜山8丁目17
9	金沢逗子線	3.2	60410	池子4丁目 ～山の根2丁目5
10	横須賀逗子線	0.7	40610	沼間6丁目14-4 ～沼間3丁目15-8
11	横須賀逗子線	3.1	40620	沼間3丁目15-8 ～逗子2丁目6-31
12	横須賀逗子線	1.5	40620	逗子5丁目2-1 ～桜山8丁目11-11

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。